

公定価格の仮単価の イメージについて

平成26年4月23日

1 . 公定価格の仮単価の位置付けについて

公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。

しかしながら、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たずできる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の「仮単価」を提示することとしている。

この公定価格の「仮単価」は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に「0.7兆円」程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成する。

一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、各年度の予算編成時に確定することとなる（「現行水準」と今般お示しする予定の「仮単価」の間の水準となることが想定される）。

新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。

2. 公定価格の仮単価（イメージ）

今般提示する予定の公定価格の仮単価は、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載するものであり、現在、作業中。

仮単価の設定は、3月末にマクロベースで整理した「質の改善」項目の内容を上記の「基本額」及び「各種加算額」として機械的に置き換えていくものであり、現在、その設定作業の過程にあるが、今回、いわば中間報告として、その一部をイメージとしてお示しするもの。

【今回お示しする仮単価（イメージ）】

- その他の地域（人件費の地域差を反映した加算がない地域）に該当する地域区分
 - 幼稚園・保育所それぞれの平均的な利用定員に該当する定員区分（下記参照）
 - 「現行水準ベース（質改善反映前）」
及び
 - 「質改善ベース（「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映したもの）」
- } における
} のイメージ

【定員区分】

- 幼稚園：「76人～90人」（保育所の平均的な規模）、「151人～180人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- 保育所：「81人～90人」（保育所の平均的な規模）、「161人～170人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- 認定こども園：以下の2通り
教育標準時間認定（1号）部分：「76～90人」・保育認定（2号・3号）部分：「81人～90人」
教育標準時間認定（1号）部分：「151～180人」・保育認定（2号・3号）部分：「161人～170人」
- 小規模保育事業A型：「13人～19人」

- 1 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は各施設によって異なる。
- 2 今後精査を行うこととしており、金額は変動する。

(1) 幼稚園の単価表 (イメージ)

【幼稚園 (教育標準時間認定 (1 号)) [76 ~ 90人まで] 現行水準ベース (質改善反映前)】

基本部分					加算部分 1 (続く)																
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注1)	処遇改善等加算 (仮称) (注1)		副園長・教頭設置加算 処遇改善等加算 (仮称)		満3歳児対応教諭配置加算 (仮称) 処遇改善等加算 (仮称)		チーム保育加配加算 (仮称) (注2) 処遇改善等加算 (仮称)		通園送迎加算 処遇改善等加算 (仮称)								
その他地域	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	30,870 (37,080) 37,080	290 (350) × 加算率 350 × 加算率	+	1,110	+	10 × 加算率	+	43,500	+	430 × 加算率	+	4,140	+	40 × 加算率	+	860	+	8 × 加算率

加算部分 1 (続き)

(続き)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算
	270 × 週当たり実施日数	2 × 週当たり実施日数 × 加算率	3770 3月分の単価に加算

加算部分 2	冷暖房費加算 (仮称)		次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和24年法律第200号) 第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域	
	1級地	1,650	4級地	1,150
	2級地	1,480	その他地域	110
	3級地	1,460		
	学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,840		3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	114,180 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注 1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注 2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (3人を上限として加算)

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔76～90人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 () (注1)	処遇改善等加算(仮称) 〔注1〕	副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算 (仮称)	3歳児配 置改善加 算(仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	満3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児配置改善 加算無し)(仮称)	処遇改善等 加算(仮称)	満3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児配置改善 加算有り)(仮称)	処遇改善等 加算(仮称)
その他 地域	76人から 90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	31,300 (37,510) 37,510	+ 290 (350) × 加算率 + 350 × 加算率	+ 1,110	+ 10 × 加算率	+ (注1)6,210 + 6,210	+ (60 × 加算率) + 60 × 加算率	+ 43,500	+ 430 × 加算率	+ 37,280	+ 370 × 加算率

加算部分1（続き）

チーム 保育加配加 算(仮称) (注2)	処遇改善 等加算 (仮称)	通園送迎 加算	処遇改善 等加算 (仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算
+ 4,140	+ 40 × 加算率	+ 860	+ 8 × 加算率	+ 270 × 過当たり 実施日数	+ 2 × 過当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,770 3月分の単価に加算

加算部分2	主幹教諭等専任加算	基本額 (108,530 +)	処遇改善等加算(仮称) 1,080 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	子育て支援活動費加算(仮称)	基本額 (4,050 +)	処遇改善等加算(仮称) 40 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	療育支援加算(仮称)	A	基本額 (36,570 +)	処遇改善等加算(仮称) 360 × 加算率)	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 (24,380 +)	処遇改善等加算(仮称) 240 × 加算率)	
	冷暖房費加算(仮称)	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算	
		2 級 地 1,480	その他地域 110	1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域	
		3 級 地 1,460		その他地域：1級地から4級地以外の地域	
	学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
	除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算(仮称)	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算(仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算(仮称)	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（3人を上限として加算）

（ ）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤週2日分）を含む。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕現行水準ベース（質改善反映前）】

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価	処遇改善等加算(仮称)	副園長・教頭設置加算	満3歳児対応教諭配置加算(仮称)	チーム保育加配加算(仮称)(注2)	通園送迎加算	外部監査費加算	
				(注1)	(注1)						
その他地域	151人から180人まで	1号	4歳以上児	24,770 (30,980)	230 (290) × 加算率	550					
			3歳児	30,980	290 × 加算率	5 × 加算率	43,500	430 × 加算率	2,070	20 × 加算率	
									500	5 × 加算率	

➡

(続き)

加算部分1（続き）		
給食実施加算	処遇改善等加算(仮称)	外部監査費加算
190 × 週当たり実施日数	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	2,940 3月の単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算(仮称)	1級地 1,650	4級地 1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
	学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	除雪費加算	5,840		3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	114,180 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 () (注1)	処遇改善等加算 (仮称) (注1)	副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算 (仮称)	3歳児配 置改善加 算(仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	満3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児配置改善 加算無し)(仮称)	処遇改善等 加算(仮称)	満3歳児対応 教諭配置加算 (3歳児配置改善 加算有り)(仮称)	処遇改善等 加算(仮称)
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	24,990 (31,200) 31,200	230 (290) × 加算率 290 × 加算率	550	5 × 加算率	注1(6,210) 6,210	(60 × 加算率) 60 × 加算率	43,500	430 × 加算率	37,280	370 × 加算率

加算部分1（続き）

チーム 保育加配加 算(仮称) (注2)	処遇改善 等加算 (仮称)	通園送迎 加算	処遇改善 等加算 (仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算
2,070	20 × 加算率	500	5 × 加算率	190 × 週当たり 実施日数	1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	2,940 3月分の単価に加算

(続き)

加算部分2	主幹教諭等専任加算	基本額 (108,530 +)	処遇改善等加算(仮称) 1,080 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷ 各月初日の利用子ども数		
	子育て支援活動費加算(仮称)	基本額 (4,050 +)	処遇改善等加算(仮称) 40 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷ 各月初日の利用子ども数		
	療育支援加算(仮称)	A	基本額 (36,570 +)	処遇改善等加算(仮称) 360 × 加算率)	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
		B	基本額 (24,380 +)	処遇改善等加算(仮称) 240 × 加算率)		
	冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	4級地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域	110	
		3級地	1,460			
	学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
	除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算		
	降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			
小学校接続加算(仮称)	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算(仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算(仮称)	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整()の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)
 () 質の改善事項における **事務負担への対応(非常勤週2日分)**を含む。

(2) 保育所の単価表 (イメージ)

【保育所 (保育認定 (2 号・3 号)) [81 ~ 90 人まで] 現行水準ベース (質改善反映前)】

基本部分				加算部分 1											
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算 (仮称) (現行水準ベース)		所長設置加算	処遇改善等加算 (仮称)	夜間保育加算	処遇改善等加算 (仮称)				
					(注)		(注)			(注)					
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	31,750	(37,880)	+	250	(310)	+	4,780	+	8,470	(6,870)	+	20 × 加算率
			3歳児	37,880	(83,980)	+	310	(740)							
		3号	1、2歳児	83,980	(145,320)	+	740	(1,350)							
			乳児	145,320		+	1,350	× 加算率							

加算額 2	主任保育士専任加算	基本額 (243,900 +)	処遇改善等加算 (仮称) (2,430 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	事務職員雇上費加算	基本額 (45,900 +)	処遇改善等加算 (仮称) (450 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	冷暖房費加算 (仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	その他地域	110	
		3 級 地	1,460			
	除雪費加算		5,840		3 月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算		144,180 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算	
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満		435,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3 月初日の利用子どもの単価に加算	
800時間以上 1200時間未満			726,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
1200時間以上			1,016,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算		150,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

平成 2 6 年度保育単価 (案) を基に作成

基本分単価は所長未設置単価を計上

所長設置加算は所長設置単価と未設置単価の差額を計上

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の 1 % 相当分の金額を計上

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【保育所（保育認定（2号・3号））[81~90人まで] 質改善ベース】

赤字: 質改善事項

				基本部分 (1)		加算部分1 (続く)					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算(仮称)		所長設置加算	処遇改善等加算(仮称)	3歳児配置改善加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定				
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,680 (42,840)	31,960 (38,120)	290 (350) × 加算率	250 (310) × 加算率	4,780	40 × 加算率	+ (注) (6,160)	+ (60 × 加算率)
			3歳児	42,840 (89,180)	38,120 (84,460)	350 (780) × 加算率	310 (740) × 加算率				
		3号	1、2歳児	89,180 (150,770)	84,460 (146,050)	780 (1,390) × 加算率	740 (1,350) × 加算率				
			乳児	150,770	146,050	1,390 × 加算率	1,350 × 加算率				

加算部分1 (続き)			
休日保育加算	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算	減価償却費加算(仮称)
$\frac{\text{休日保育の年間延べ利用者ども数} \sim 209人}{216,500} + \frac{\text{休日保育の年間延べ利用者ども数} \sim 209人}{2,160 \times \text{加算率}} \div \text{各月初日の利用者ども数}$		$\frac{10,980 (9,340)}{9,340} + 40 \times \text{加算率}$	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 標準地域単価
			a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 標準地域単価

加算部分2	主任保育士専任加算 (2)	基本額 (248,150 + 2,480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用者ども数	処遇改善等加算(仮称)	各月初日の利用者どもの単価に加算
	療育支援加算(仮称)	A (49,870 + 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用者ども数	処遇改善等加算(仮称)	以下の区分に応じて、各月初日の利用者どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童重受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (33,250 + 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用者ども数	処遇改善等加算(仮称)	
	事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 + 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用者ども数	処遇改善等加算(仮称)	各月初日の利用者どもの単価に加算
	冷暖房費加算(仮称)	1級地 1,650	4級地 1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
	除雪費加算	5,950		3月初日の利用者どもの単価に加算
	降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用者ども数		3月初日の利用者どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用者ども数	加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用者どもの単価に加算
800時間以上 1200時間未満		760,000 ÷ 3月初日の利用者ども数		
1200時間以上		1,065,000 ÷ 3月初日の利用者ども数		
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用者ども数		3月初日の利用者どもの単価に加算	
小学校接続加算(仮称)	96,840 ÷ 3月初日の利用者ども数		3月初日の利用者どもの単価に加算	
栄養管理加算(仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用者ども数		3月初日の利用者どもの単価に加算	
第三者評価受審加算(仮称)	150,000 ÷ 3月初日の利用者ども数		3月初日の利用者どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (1) 質の改善事項における **研修代替要員費(非常勤年2日分)** を含む。
 (2) 質の改善事項における **子育て支援活動費** を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））[161～170人まで] 現行水準ベース（質改善反映前）】

				基本部分	加算部分 1				
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース) (注)	所長設置加算	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算 (注)	処遇改善等加算(仮称)
その他 地域	161人 から	2号	4歳以上児	25,140 (31,270)	180 (240) × 加算率	2,540	20 × 加算率	-	-
			3歳児	31,270 (77,370)	240 (670) × 加算率				
	3号	1、2歳児	77,370 (138,710)	670 (1,280) × 加算率					
		乳児	138,710	1,280 × 加算率					

加算額 2	主任保育士専任加算	基本額 (243,100 +)	処遇改善等加算(仮称) 2,380 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	事務職員雇上費加算	基本額 (45,900 +)	処遇改善等加算(仮称) 340 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算	
	冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地 1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2 級 地	1,480	その他地域 110	
		3 級 地	1,460		
	除雪費加算	5,840		3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	435,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算
800時間以上1200時間未満		726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
1200時間以上		1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長未設置単価を計上

所長設置加算は所長設置単価と未設置単価の差額を計上

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【保育所（保育認定（2号・3号））[161～170人まで] 質改善ベース】

赤字: 質改善事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分 (1)		加算部分1 (続く)						
				保育必要量区分		処遇改善等加算(仮称)		所長設置加算	処遇改善等加算(仮称)	3歳児配置改善加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)	
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定					
				基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	(注)	(注)					
その他地域	161人から170人まで	2号	4歳以上児	27,830 (33,990)	25,330 (31,490)	210 (270) × 加算率	180 (240) × 加算率	2,530 +	20 × 加算率	+	(注) (6,160)	+(60 × 加算率)
			3歳児	33,990 (80,330)	31,490 (77,830)	270 (700) × 加算率	240 (670) × 加算率				6,160	+ 60 × 加算率
		3号	1、2歳児	80,330 (141,920)	77,830 (139,420)	700 (1,310) × 加算率	670 (1,280) × 加算率					
			乳児	141,920	139,420	1,310 × 加算率	1,280 × 加算率					



加算部分1 (続き)			
休日保育加算	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算	処遇改善等加算(仮称)
減価償却費加算(仮称)	賃借料加算(仮称)	(注)	
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	
A地域 2,000 B地域 1,900 C地域 1,800 D地域 1,700 標準地域単価	a地域 2,000 b地域 1,900 c地域 1,800 d地域 1,700 標準地域単価		

加算部分2	主任保育士専任加算 (2)	基本額 (248,150 +)	処遇改善等加算(仮称) (2,480 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算		
	療育支援加算(仮称)	A	基本額 (49,870 +)	処遇改善等加算(仮称) (490 × 加算率)	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B: それ以外の障害児受入施設	
		B	基本額 (33,250 +)	処遇改善等加算(仮称) (330 × 加算率)		
	事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 +)	処遇改善等加算(仮称) (460 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算		
	冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	4級地	1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域	110	
		3級地	1,460			
	除雪費加算		5,950	3月初日の利用子どもの単価に加算		
	降灰除去費加算		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算		
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算		
	800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
	1200時間以上	1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
施設機能強化推進費加算		150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算			
小学校接続加算(仮称)		96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算(仮称)		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算(仮称)		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算			

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (1) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)を含む。
 (2) 質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

(3) 認定こども園の単価表 (イメージ)

【認定こども園 (教育標準時間認定 (1 号)) [76 ~ 90 人まで] 現行水準ベース (質改善反映前) 】

基本部分					加算部分 1 (続く)								
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (1)	処遇改善等加算 (仮称)	副園長・教頭設置加算 (2)	学級編制調整加算 (仮称)	学級編制調整加算 (2)	満3歳児対応教諭配置加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	チーム保育加配加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)
その他地域	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	21,890 (28,100) 28,100	200 (260) × 加算率 260 × 加算率	550	5	2,070	20	43,500	430 × 加算率	4,140	40 × 加算率

加算部分 1 (続き)

通園送迎加算	処遇改善等加算 (仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算 (2)
860	8 × 加算率	270 × 適当たり実施日数	2 × 適当たり実施日数 × 加算率	認定こども園全体の利用定員 151人 ~ 180人 1,470 3月分の単価に加算

(続き)

加算部分 2	基本額		処遇改善等加算 (仮称)		認定こども園全体 (1 号 ~ 3 号) の利用定員が 9 1 人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
	(78,020 +	780 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算 (仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号) 第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	その 他 地 域	110	
	3 級 地	1,460			
学校関係者評価加算 ()	29,710 ÷ 3 月初日の利用子ども数				3 月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,840				3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ()	72,090 ÷ 3 月初日の利用子ども数				3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ()	75,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数				3 月初日の利用子どもの単価に加算

(注 1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注 2) チーム保育教諭等が 1 人の場合の加算額 (3 人を上限として加算)

(1) 減価償却費を含む

(2) 1 号と 2・3 号にまたがる費用のため、加算額は 1 号と 2・3 号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔76～90人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）														
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (1)		処遇改善等加算(仮称)		副園長・教頭設置加算		学級編制調整加算(仮称)		3歳児配置改善加算(仮称)		満3歳児対応教諭配置加算(3歳児配置改善加算無し)(仮称)		満3歳児対応教諭配置加算(3歳児配置改善加算有り)(仮称)		
				(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	
その他地域	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	20,160 26,370	(26,370)	180 240	(240)	550	5	2,070	20	注1(6,210) 6210	60	60	43,500	430	37,280	370
						×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	×加算率	+	+	+	+

加算部分1（続き）

チーム保育加配加算(仮称)(注2)	処遇改善等加算(仮称)	通園送迎加算	処遇改善等加算(仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算(仮称)	外部監査費加算	減価償却費加算(仮称)	賃借料加算(仮称)
4,140	40 × 加算率	860	8 × 加算率	270 × 週当たり実施日数	2 × 週当たり実施日数 × 加算率	認定こども園全体の利用定員151人～180人1,4703月分の単価に加算	A地域 標準 2,300 B地域 標準 2,200 C地域 標準 2,100 D地域 標準 2,000	a地域 標準 2,300 b地域 標準 2,200 c地域 標準 2,100 d地域 標準 2,000

(続き)

加算部分2

療育支援加算(仮称)(2)	A	基本額 18,280 + 処遇改善等加算(仮称) 180 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 12,190 + 処遇改善等加算(仮称) 120 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算		基本額 (78,020 + 処遇改善等加算(仮称) 780 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が9人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	4級地 1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域 110	
	3級地	1,460		
学校関係者評価加算(2)		29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算		5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(2)		73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(2)		75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(仮称)(2)		48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(仮称)(2)		75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)
 (1) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤週2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む
 (2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕現行水準ベース（質改善反映前）】

基本部分				加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (1)	処遇改善等加算 (仮称) 〔注1〕	副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算 (仮称) (2)	学級編制 調整加配 加算 (仮称) (2)	処遇改善 等加算 (仮称) (2)	満3歳児対応教 諭配置加算(仮 称)	処遇改善等 加算(仮称)	チーム 保育加配加 算(仮称) (注2)	処遇改善等 加算 (仮称)
その他 地域	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	19,840 (26,050) 26,050	180 (240) × 加算率 240 × 加算率	270	2 × 加算率	1,030	10 × 加算率	43,500	430 × 加算率	2,070	20 × 加算率

加算部分1（続き）

通園送迎 加算	処遇改善等 加算 (仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算 (2)
500	5 × 加算率	190 × 週当たり 実施日数	1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	認定こども園全体 の利用定員 301人～ 1,180 3月分の単価に 加算

(続き)

加算部分2	基本額		処遇改善等加算(仮称)		認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が9人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
	(78,020 +	780 × 加算率)	
事務職員雇上費加算					認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が9人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	4級地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
学校関係者評価加算(2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数				3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,840				3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(2)	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数				3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(2)	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数				3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)
 (1) 減価償却費を含む
 (2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔151～180人まで〕質改善ベース】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）											
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (1)	処遇改善等加算(仮称) (注1)	副園長・ 教頭設置 加算	学級編制 調整加配 加算 (仮称)	3歳児配 置改善加 算(仮称)	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し)(仮称)	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り)(仮称)	処遇改善等加算 (仮称)		処遇改善等加算 (仮称)		
その他 地域	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	17,700 (23,910) 23,910	160 (220) × 加算率 220 × 加算率	270	1,030	6,210 (注1)	無し	有り	60 × 加算率 60 × 加算率	43,500	430 × 加算率	37,280	370 × 加算率

加算部分1（続き）

チーム 保育加配加 算(仮称) (注2)	処遇改善等 加算 (仮称)	通園送迎 加算	処遇改善等 加算 (仮称)	給食実施加算	処遇改善等加算 (仮称)	外部監査費加算 (仮称)	減価償却費加算(仮称)	賃借料加算(仮称)
2,070	20 × 加算率	500	5 × 加算率	190 × 週当たり 実施日数	1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	認定こども園全体 の利用定員 301人～ 1,180 3月分の単価に 加算	A地域 標準 2,000 B地域 標準 1,900 C地域 標準 1,800 D地域 標準 1,700	a地域 標準 2,000 b地域 標準 1,900 c地域 標準 1,800 d地域 標準 1,700

(続き)

療育支援加算(仮称) ⁽²⁾	A	基本額 18,280 + 処遇改善等加算(仮称) 180 × 加算率	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 12,190 + 処遇改善等加算(仮称) 120 × 加算率	
事務職員雇上費加算		基本額 78,020 + 処遇改善等加算(仮称) 780円 × 加算率	認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が9人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算(仮称)	1級地	1,650	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	
	3級地	1,460	
学校関係者評価加算 ⁽²⁾		29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算		5,950	3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ⁽²⁾		73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ⁽²⁾		75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(仮称) ⁽²⁾		48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(仮称) ⁽²⁾		75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)
 (1) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤週2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む
 (2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[81~90人まで] 現行水準ベース（質改善反映前）】

		基本部分		加算部分 1		
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)	夜間保育加算
				(注)	(注)	(注)
その他地域	81人から 90人まで	2号	4歳以上児	35,750 (41,880)	290 (350) × 加算率	8,470 (6,870)
			3歳児	41,880 (87,980)	350 (780) × 加算率	
		3号	1、2歳児	87,980 (149,320)	780 (1,390) × 加算率	6,870
			乳児	149,320	1,390 × 加算率	

加算部分 2	冷暖房費加算(仮称)		その他地域		以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	1級地	1,650	4級地	1,150	
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
除雪費加算	5,840			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算(注2)	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	435,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算	
	800時間以上1200時間未満	726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
	1200時間以上	1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長設置単価を適用し、主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算を加算して計上(加算額は等分(1/2)して計上)
 処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上(主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算に係る部分を含む)
 冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したものの

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[81～90人まで] 質改善ベース】

赤字: 質改善事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分 ()		処遇改善等加算 (仮称)		加算部分1 (続く)							
				保育必要量区分		保育標準時間認定		保育短時間認定		副園長・教頭設置加算	処遇改善等加算 (仮称)	学級編制加配加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	3歳児配置改善加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)
				基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	(注)	(注)								
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	41,290 (47,470)	36,570 (42,750)	340 (400) × 加算率	290 (350) × 加算率	550	5 × 加算率	2,070	20 × 加算率	6,160 (注)	+ (60 × 加算率)		
			3歳児	47,450 (93,810)	42,730 (89,090)	400 (830) × 加算率	350 (780) × 加算率								
		3号	1、2歳児	93,790 (155,400)	89,070 (150,680)	830 (1,440) × 加算率	780 (1,390) × 加算率								
			乳児	155,380	150,660	1,440 × 加算率	1,390 × 加算率								

加算部分1 (続き)						調整部分
休日保育加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)	夜間保育加算 (注)	外部監査費加算 (注2)	減価償却費加算 (仮称)	賃借料加算 (仮称)	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	認定こども園全体の利用定員 151人 ~ 180人 1,470 3月分の単価に加算	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 1,100 d地域 2,000 標準地域単価	4,040 + 40 × 加算率
		10,980 (9,340) + 40 × 加算率				

加算部分2

療育支援加算 (仮称) (注2)	A (基本額 24,930 + 処遇改善等加算 (仮称) 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B: それ以外の障害児受入施設
	B (基本額 16,620 + 処遇改善等加算 (仮称) 160 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算 (仮称)	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算 (注2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,950	3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 (注2)	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
	1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 (注2)	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 (仮称) (注2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 (仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 (仮称) (注2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 () の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定 (1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)
 () 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)及び子育て支援活動費を含む。

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[161～170人まで] 現行水準ベース（質改善反映前）】

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分		加算部分1				
				基本分単価		処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)		夜間保育加算		処遇改善等 加算(仮称)
					(注)	(注)	(注)			
その他 地域	161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児	27,260	(33,390)	+	200	(260)	×	加算率
			3歳児	33,390	(79,490)	+	260	(690)	×	加算率
		3号	1、2歳児	79,490	(140,830)	+	690	(1,300)	×	加算率
			乳児	140,830		+	1,300		×	加算率

加算部分2	冷暖房費加算(仮称)	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）第 1 条第 1 号 及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,460		
	除雪費加算	5,840		3 月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算(注2)	72,090 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	435,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3 月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上 1200時間未満	726,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		
	1200時間以上	1,016,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000(限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

平成 2 6 年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長設置単価を適用し、主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算を加算して計上(加算額は等分(1/2)して計上)
 処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の 1 %相当分の金額を計上(主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算に係る部分を含む)
 冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【認定こども園（保育認定（2号・3号））[161～170人まで] 質改善ベース】

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分 ()		処遇改善等加算(仮称)		加算部分1 (続く)					
				保育必要量区分		保育標準時間認定		保育短時間認定		副園長・教頭設置加算 (注2)	学級編制加配加算(仮称)	3歳児配置改善加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)
				保育標準時間認定	保育短時間認定	基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	基本分単価 (注)				
その他地域	161人から170人まで	2号	4歳以上児	30,270 (36,430)	27,770 (33,930)	230 (290) × 加算率	210 (270) × 加算率	290 + 2 × 加算率	1,090	10 × 加算率	+ (注) (6,160) + (60 × 加算率)	+ 6,160 + 60 × 加算率	
			3歳児	36,430 (82,770)	33,930 (80,270)	290 (720) × 加算率	270 (700) × 加算率						
		3号	1、2歳児	82,770 (144,360)	80,270 (141,860)	720 (1,330) × 加算率	700 (1,310) × 加算率						
			乳児	144,360	141,860	1,330 × 加算率	1,310 × 加算率						

加算部分1 (続き)						調整部分
休日保育加算	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算	外部監査費加算(注2)	減価償却費加算(仮称)	賃借料加算(仮称)	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	認定こども園全体の利用定員 301人 ~ 1,180 3月分の単価に加算	A地域 2,000 B地域 1,900 C地域 1,800 D地域 1,700 標準地域単価	a地域 2,000 b地域 1,900 c地域 1,800 d地域 1,700 標準地域単価	2,140 + 20 × 加算率

加算部分2

療育支援加算(仮称)(注2)	A (基本額 24,930 + 処遇改善等加算(仮称) 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (基本額 16,620 + 処遇改善等加算(仮称) 160 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算(仮称)	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算(注2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,950	3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2)	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(仮称)(注2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算(仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(仮称)(注2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 () の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)
 () 質の改善事項における 研修代替要員費(非常勤年2日分)及び子育て支援活動費を含む。

(4) 小規模保育事業の単価表 (イメージ)

【小規模保育事業A型(保育認定(3号))[13~19人まで] 現行水準ベース(質改善反映前)】

				基本部分	加算部分 1				
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース) (注)	管理者設置加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算	処遇改善等加算(仮称)
その他地域	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	94,330 (155,770) +	840 (1,450) × 加算率	19,020	190 × 加算率	14,590	90 × 加算率
			乳児	155,770	1,450 × 加算率				

加算部分 2	冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)第 1 条 第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			
	除雪費加算	5,840		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	144,180 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算			
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算			

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

現行の認可保育所に対する保育所運営費の水準を基に作成

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））[13~19人まで] 質改善ベース】

赤字: 質改善事項

基本部分 ()				加算部分1 (続く)					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算 (仮称)		管理者設置加算 (仮称)	処遇改善等加算 (仮称)
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定		
				基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	(注)	(注)		
その他地域	13人から19人まで	3号	1、2歳児	118,340 (180,040)	115,420 (177,120)	1,080 (1,690) × 加算率	1,050 (1,660) × 加算率	19,030	190 × 加算率
			乳児	180,040	177,120	1,690 × 加算率	1,660 × 加算率		

加算部分1 (続き)											
障害児保育加算 (仮称)		処遇改善等加算 (仮称)		休日保育加算		夜間保育加算		減価償却費加算 (仮称)		賃借料加算 (仮称)	
(注)		(注)		処遇改善等加算 (仮称)		処遇改善等加算 (仮称)					
+ 123,410 (61,700)	+ 1,230 (610) × 加算率	× 障害児数	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500		÷ 各月初日の利用子ども数	+ 25,910	+ 210 × 加算率	A地域 1,700 B地域 1,600 C地域 1,500 D地域 1,400 標準地域単価	a地域 1,700 b地域 1,600 c地域 1,500 d地域 1,400 標準地域単価		
+ 61,700	+ 610 × 加算率	× 障害児数									

加算部分2	冷暖房費加算 (仮称)	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 (仮称)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算 (仮称)	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 () 質の改善事項における配置基準上の定数+1人の保育士加配、研修代替要員費 (非常勤年2日分) 及び連携施設経費を含む。

< 参考・公定価格における人件費について >

公定価格の設定に当たって、多くの割合を占める主な職員に係る人件費については、以下のとおり設定。

< 幼稚園等における幼稚園教諭等について >

	職員数	人件費(年額 ⁴)
園長、副園長・教頭 ¹	1人	約440万円
主幹教諭	1人 ²	約410万円
教諭 ³	3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円

1 副園長・教頭は設置した場合の加算。

2 教諭のうち1人を主幹教諭として費用を算定。

3 上記の他、すべての学級に専任の学級担任を配置するための教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。

4 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。

5 このほか、基本分単価には、事務職員1人(常勤、年額約340万円。利用定員91人以上には非常勤1人を加配)が含まれる。

< 保育所等における保育士等について >

	職員数	人件費(年額 ⁵)
所長 ¹	1人	約440万円
主任保育士	1人 ²	約410万円
保育士 ³	乳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円
調理員	2人 ⁴	約280万円

1 所長は設置した場合の加算。

2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

3 上記の他、休けい保育士を1人加配(利用定員90人以下は常勤、利用定員91人以上は非常勤)。

4 利用定員40人以下の場合は1人、利用定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤)。

5 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む。

6 このほか、基本分単価には、事務職員1人(非常勤・週3日分、年額約80万円)が含まれる。